

第 8 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和 5 年 8 月 1 8 日 (金) 午前 1 0 時 0 0 分

場 所 津市美里庁舎 2 階 会議室 1

出席部会委員 1 小澤 哲男・2 川邊 千秋・3 下井 弘・4 田村 明
5 若林 卓哉・8 喜多 義幸・9 竹尾 泰
10 田中 茂人・11 清水 喜代己・12 平松 崇己
13 横山 光次・19 太田 義政・21 坂野 大徹

以上 1 3 名

欠席委員 23 水谷 隆

出席部会員外委員

議長 第 1 農地部会長 太田 義政

事務局職員 野村事務局長・加賀次長・江副主査

総合支所 河芸：竹内主事 芸濃：柴田担当副主幹 美里：中瀬担当副主幹
安濃：横井担当副主幹 香良洲：中山担当主幹

議事録署名者 1 小澤 哲男・2 川邊 千秋

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 4 号 買受適格証明願 (競売) について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (使用貸借)
議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (区分地上権)
議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 7 号 地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (地上権)
議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 5 6 号)
附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>

議 事 の 大 要

議 長

第8回第1農地部会を開催させていただきます。
本日の欠席は、水谷委員1名で、出席委員は13名です。
それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
1番 小澤 哲男委員、2番 川邊 千秋委員よろしくお願いします。
まず初めに、会長専決等の報告事項、第1号から第4号に入ります。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1で、件数は3件、合計面積は20,521㎡で、すべて田でございます。

これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

2ページから10ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
番号1から17で、件数は17件、合計面積は57,536.06㎡で、その内訳は田が47,353.74㎡、畑が9,769.61㎡、その他が412.71㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

11ページから12ページをお願いいたします。
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。
番号1 一般個人住宅用地
番号2、番号3 分譲住宅用地
番号4 資材置場用地
番号5 駐車場用地
番号6 資材置場用地
番号7 一般個人住宅用地及び倉庫用地
番号8 一般個人住宅用地
以上、件数は8件、合計面積は6,109㎡で、その内訳は田が4,164㎡で畑が1,945㎡でございます。

13ページをお願いします。
報告第4号 買受適格証明願（競売）について、でございます。

番号1 駐車場用地

これにつきましては、津地方裁判所が行う不動産競売に参加するための証明
願であり、対象農地が市街化区域内でありますことから、農地法第5条の届出
が添付されております。

以上、合計件数は1件、合計面積は 田で577㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

議 長

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）に
ついてですが、今回議事参与の制限に該当する案件がございますので、まず、
その案件を審議し、その後、その他の案件を審議したいと思います。

それでは、番号7に関し、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の
制限に該当しますので、_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長

それでは、番号7 地区 長野の説明を事務局お願いします。

事 務 局

それでは、15ページをお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、
でございます。

番号7、地区 長野、申請地 美里町南長野前興_____、登記地目・現況
地目とも田、面積 309㎡ 外2筆、合計面積 3,675㎡、受人 _____
、面積 77,798㎡、渡人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、営農縮小のためです。

以上、件数は1件、面積は3,675㎡で、すべて田でございます。

この案件につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域と
の調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のす
べてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

事 務 局

_____委員が議事参与の制限にかかりますので、地元推進委員に確認した
ところ、問題ない旨の報告をいただいておりますのでご報告させていただきます。

議 長

番号7について、異議なしという旨の報告がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長	それでは異議なしと認め、番号7について、許可をすることに決定いたします。 それでは入室して下さい。 ＜ 入 室 ＞
議 長	それでは、その他の案件の説明を事務局お願いします。
事 務 局	それでは、番号1から説明させていただきます。 番号1、地区 櫛形、申請地 産品池ノ尻_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,700㎡ 外1筆、合計面積 3,774㎡、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____。 譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。 番号2、地区 大里、申請地 大里睦合町南浦_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 416㎡ 外2筆、合計面積 1,999㎡、受人 _____ 外1名、面積 0㎡、渡人 _____。 譲受理由は、受贈のため、譲渡理由は、贈与のためです。 番号3、地区 安東 外、申請地 納所町鳥壁_____、登記地目・現況地目とも田、面積 2,258㎡ 外4筆、合計面積 11,242㎡、受人 _____、面積 819,999.79㎡、渡人 _____。 譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。 15ページをお願いします 番号4、地区 長野、申請地 美里町桂畑墓之谷_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,346㎡、受人 _____、面積 23,218.34㎡、渡人 _____。 譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。 番号5、地区 長野、申請地 美里町桂畑墓之谷_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,347㎡、受人 _____、面積 23,218.34㎡、渡人 _____。 譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。 番号6、地区 長野、申請地 美里町桂畑墓之谷_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,188㎡、受人 _____、面積 23,218.34㎡、渡人 _____。 譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号8、地区 長野、申請地 美里町南長野蛇波見____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 607 m²、受人 ____、面積 23, 218. 34 m²、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労働力不足で農業を続けるのが困難なためです。

番号9、地区 明合、申請地 安濃町田端上野川原____、登記地目・現況地目とも田、面積 2, 362 m²、受人 ____、面積 23, 218. 34 m²、渡人 ____ 外1名。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

16ページをお願いします。

番号10、地区 草生、申請地 安濃町草生清水田____、登記地目・現況地目とも田、面積 2, 172 m²、受人 ____、面積 2, 966 m²、渡人 ____。

譲受理由は、受贈のため、譲渡理由は、贈与のためです。

番号11、地区 村主、申請地 安濃町川西藤ヶ森____、登記地目・現況地目とも畑、面積 29 m²、受人 ____、面積 1, 273 m²、渡人 ____。

譲受理由は、受贈のため、譲渡理由は、贈与のためです。

以上、番号7を除き件数は10件、面積は27, 066 m²で、このうち田が25, 038 m²、畑が2, 028 m²でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 櫛形、お願いします。

小澤委員 1番小澤です。問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 番号2、地区 大里、お願いします。

若林委員 5番若林です。何ら問題ないので、許可をお願いします。

議長 番号3、地区 安東 外、お願いします。

川邊委員 2番川邊です。安東 外、納所については問題ございません。よろしくお願いします。

議 長	番号4から番号6及び番号8、地区 長野、お願いします。
清水委員	11番清水です。4番、5番、6番につきましては、_____で、おそらく営農型太陽光だと思います。8番はこれも良く似たところの土地ですので、営農型の太陽光ということで、美里には初めてのことなのでよろしくお願いします。
議 長	番号9、地区 明合、お願いします。
平松委員	12番平松です。美里と同じ、_____の申請で、営農型になるんだろうということで、そういうことは書いてないのですが、それならそれで書いて申請されるといいなと感じます。しかし、ほかには問題ないのでよろしくお願いします。
議 長	番号10地区 草生、番号11、地区 村主、お願いします。
横山委員	13番横山です。10番、11番、いずれも問題ないということで、よろしくお願いします。
議 長	番号1から番号6及び番号8から番号11について、地元委員さんから異議なしという旨の発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	17ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）、でございます。 番号1、地区 明、申請地 芸濃町林曾武_____、登記地目・現況地目とも田、面積 2,213㎡の内2,212.59㎡、借受人 _____、面積 23,218.34㎡、貸渡人 _____。 借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、高齢化による労力不足のためです。 番号2、地区 長野、申請地 美里町桂畑墓之谷_____、登記地目・現況地目とも田、面積 944㎡の内943.82㎡ 外1筆、合計面積 1,843㎡の内1,842.6㎡、借受人 _____、面積 23,218.34㎡、貸渡人 _____。 借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、労働力不足で農業を続けるのが

困難のためです。

番号3、地区 長野、申請地 美里町南長野蛇波見____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,889㎡の内1,888.62㎡、借受人____、面積 23,218.34㎡、貸渡人____。

借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号4、地区 草生、申請地 安濃町草生岡谷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 583㎡の内582.93㎡ 外1筆、合計面積 2,165㎡の内2,164.62㎡、借受人____、面積 23,218.34㎡、貸渡人____。

借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

以上、件数は4件、面積は8,108.43㎡で、このうち田が5,943.81㎡、畑が2,164.62㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 明、お願いします。

竹尾委員 9番竹尾です。8月8日に事務局と、地元推進委員と現地確認をしました。
ここの田んぼは耕作されていない、耕作する人が居なかったところ。地主の方はずっと草刈りをしてみえたところ。今回、営農型太陽光ということで利用していただくということです。特に問題ないと判断しました。以上です。

議 長 番号2、番号3、地区 長野、お願いします。

清水委員 11番清水です。2番も3番も同じように良く似たところで、耕作する人がほぼ居ないところで、遊休地になる可能性があるところなので営農型太陽光になるのだと思います。また、後で出てきます。何も問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 番号4、地区 草生、お願いします。

横山委員 13番横山です。現地確認させていただきましたけど、問題ないということですのでよろしくお願いします。

議 長	番号1から番号4について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第2号について、許可をすることに決定いたします。 次に議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(区分地上権)、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	18ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(区分地上権)、でございます。 番号1、地区 明、申請地 芸濃町林曾武____、登記地目・現況地目とも田、面積 2, 213㎡、区分地上権者 ____、区分地上権設定者 ____。 設定理由は、区分地上権者、区分地上権設定者ともに営農型太陽光による区分地上権の設定のためです。 番号2、地区 長野、申請地 美里町桂畑墓之谷____、登記地目・現況地目とも田、面積 944㎡ 外1筆、合計面積 1, 843㎡、区分地上権者 ____、区分地上権設定者 ____。 設定理由は、区分地上権者、区分地上権設定者ともに営農型太陽光による区分地上権の設定のためです。 番号3、地区 長野、申請地 美里町南長野蛇波見____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 889㎡、区分地上権者 ____、区分地上権設定者 ____。 設定理由は、区分地上権者、区分地上権設定者ともに営農型太陽光による区分地上権の設定のためです。 番号4、地区 草生、申請地 安濃町草生岡谷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 583㎡ 外1筆、合計面積 2, 165㎡、区分地上権者 ____、区分地上権設定者 ____。 設定理由は、区分地上権者、区分地上権設定者ともに営農型太陽光による区分地上権の設定のためです。 以上、件数は4件で、合計面積は8, 110㎡、このうち田が5, 945㎡、畑が2, 165㎡でございます。 いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項ただし書きには該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 なお、この案件に関連し、議案第7号農地法第5条1項の規定による許可申請についてもご審議いただくことになります。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号 1、地区 明、お願いします。

竹尾委員 9 番竹尾です。議案第 2 号で審議していただいた案件と同じところですが、営農型太陽光ということで、よろしくお願いします。

議 長 番号 2、番号 3、地区 長野、お願いします。

清水委員 1 1 番清水です。議案第 2 号と同じ田んぼでございます。営農型太陽光ということで、何も問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 番号 4、地区 草生、お願いします。

横山委員 1 3 番横山です。議案第 2 号の 4 番ですが、まわりも営農型太陽光で榊が栽培されているところで、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 番号 1 から番号 4 について、地元委員さんから、異議なしということですが、皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第 3 号について、許可をすることに決定いたします。
次に議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてです。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 1 9 ページをお願いします。
議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、でございます。

番号 1、地区 明合、申請地 安濃町栗加西浦____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 2 2 1 m²、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

戦前から既に住宅が建っており、昭和 6 2 年に改装、平成 1 7 年に建て替えを行った旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

以上、件数は 1 件、面積は 2 2 1 m²で、畑でございます。

この案件につきましては、農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 明合、お願いします。

平松委員 12番平松です。現地確認させていただきまして、現況、家が建っておりまして、何ら問題ないということで、よろしくお願いします。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議なしという旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定いたします。
次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 20ページをお願いします。
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 雲出、申請地 雲出本郷町磯古____、登記地目・現況地目とも田、面積 416㎡ 外2筆、合計面積 1,519㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、434.17㎡、パネル設置率は、メンテナンススペースの面積を確保することから、28.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 大里、申請地 大里睦合町多為____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 922㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

昭和35年には既に住宅が建っていた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 櫛形、申請地 分部五反田____、登記地目・現況地目とも田、面積 711㎡ 外2筆、合計面積 1,317㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、425㎡、申請地を進入路とメンテナンス車両の駐車場として利用することと、隣地住民へ照り返しを配慮したことによりパネル設置率は、32.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 明、申請地 芸濃町中縄仲小路____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1, 466 m²、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、470.49 m²、土地が不整形地であり、その部分をメンテナンススペースとして利用することから、パネル設置率は32%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 明、申請地 芸濃町中縄仲小路____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1, 238 m²、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、475.27 m²、申請地の南側に樹木があり、影の影響を回避することから、パネル設置率は38%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

21ページをお願いします。

番号6、地区 明、申請地 芸濃町中縄尻貝____、登記地目・現況地目とも畑、面積 512 m²、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、391 m²、パネル設置率は、76%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 高宮、申請地 美里町足坂白檜____、登記地目・現況地目とも畑、面積 456 m² 外5筆、合計面積 1, 358.91 m²、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、460.02 m²、一部に不整形地を含むことからパネル設置率は、34%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 高宮、申請地 美里町足坂白檜____、登記地目・現況地目とも畑、面積 304 m² 外2筆、合計面積 650 m²、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、650 m²、パネル設置率は、53%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

22ページをお願いします。

番号9、地区 安濃、申請地 安濃町内多西大澤____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 074 m²、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 明合、申請地 安濃町野口平塚____、登記地目・現況地目とも畑、面積 52㎡ 外1筆、合計面積 799㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、413.28㎡、パネル設置率は、52%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 草生、申請地 安濃町草生石塚____、登記地目・現況地目とも田、面積 888㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、413.28㎡、パネル設置率は、47%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 草生、申請地 安濃町草生石塚____、登記地目・現況地目とも田、面積 930㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、444.28㎡、パネル設置率は、48%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は12件で、面積は12,673.91㎡で、このうち田が5,728㎡、畑が6,417㎡、その他が528.91㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 雲出、お願いします。

下井委員 3番下井です。先般関係者と現地確認しまして、この太陽光発電の業者はこの辺一帯を手広く扱っております。特に問題ないと思います。以上です。

議 長 番号2、地区 大里、お願いします。

若林委員 5番若林です。8月8日、事務局と推進委員と回らせてもらいました。何ら問題ないのでよろしくお願いいたします。

議 長 番号3、地区 櫛形、お願いします。

小澤委員 1番小澤です。8月8日、関係者と現地確認させていただきました。太陽光発電ということですが、何ら問題ないと思います。

議 長 番号4から番号6、地区 明、お願いします。

竹尾委員	9 番竹尾です。8 月 8 日に事務局、推進委員の方と一緒に現地確認をしました。 4, 5 につきましては、この業者がこの辺一帯を太陽光発電ということで用地を買って事業をしております。当日も名古屋から来まして色々話をしました。近くに住宅も建っておりますので、草の管理など、きちっとするように話をしまして業者の方も了解をしました。 6 につきましては、以前もちょっと問題あるということで言わせていただきましたが、6 の横に_____がありまして、その土地の雨水が農業用ため池にドッと入っているという状況です。ため池との境界も不明瞭になっておりましたので、前回業者と話をしたところです。今度の業者に当日現地確認に来てほしいということで市の担当者から話をさせていただいたのですが、何かあったら電話を下さいということで、当日来ませんでした。何基か太陽光が設置されていて、まだ設置されていないところに新たに設置するという案件です。現地調査をして業者にきちっと話をした方がよいということにさせていただきましたが、後で事務局の方から、業者に話をすることで許可をせざるを得ないということでした。業者といっても合同会社ということで責任者がどの人か、事務局の方からきちっと話をさせていただくことにしました。
議 長	事務局、その点はどうですか。
事 務 局	お話いただいてから業者の方にご意見を事務局から伝えさせていただきました。業者はそのように対応しますという返事でした。
議 長	案件についての立ち会いはできるだけ業者、関係者に立ち合いをお願いしたいのです。それだけは重々お願いしたいと思います。 番号 7、番号 8 地区 高宮、お願いします。
清水委員	1 1 番清水です。現地確認をさせていただきましたが、割と平らなところで、ある程度管理された畑だったところなのですが 7 番も 8 番もよく似た隣地ということで、何も問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	番号 9、地区 安濃、お願いします。
平松委員	1 2 番平松です。現在、荒れ地になっておりまして、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	続いて、番号 1 0、地区 明合、お願いします。
平松委員	1 2 番平松です。畑で荒れ地となっています。周辺に太陽光がぼちぼちできているところではありますが、特に問題ないということでよろしくお願いします。
議 長	番号 1 1、番号 1 2、地区 草生、お願いします。
横山委員	1 3 番横山です。現地確認させていただきました。1 1、1 2、別に問題な

いということで、よろしくお願いします。

議 長 番号1から番号12について、地元委員さんから、異議のない旨の発言でございます。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定いたします。

議 長 次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 23ページをお願いします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。

番号1、地区 豊津、申請地 河芸町一色石橋_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 270 m²、借受人 _____、貸渡人 _____。

これにつきましては、申請地を診療所用地とするものです。

許可証の交付は都市計画法第29条と同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 安西、申請地 芸濃町岡本前川原_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 229 m² 外1筆、合計面積 2, 405 m²、受借人 _____、貸渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を砂利採取（一時転用）とするものです。

一時転用期間は8か月となります。

農地区分は、農用地区域と判断されます。

以上、件数は2件で、合計面積は3, 675 m²で、すべて田でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 豊津、お願いします。

喜多委員 8番喜多です。事務局と、部会長と、地元推進委員と現地見ていただきましたが、何ら問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長 番号2、地区 安西、お願いします。

田中委員	10番田中です。この案件、一時転用でして、下の砂利を取って、また埋め戻して田んぼにするものです。以前からもこの会社の案件がたびたび出ておりました。以前から問題はないということを聞いておりまして、許可をよろしくお願いします。
議 長	番号1、番号2について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案6号については、許可をすることに決定いたします。
議 長	次に議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	24ページをお願いします。 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）、でございます。 番号1、地区 明、申請地 芸濃町林曾武_____、登記地目・現況地目とも田、面積 2,213㎡の内0.41㎡、地上権者 _____、地上権設定者 _____。 これにつきましては、申請地を営農型太陽光発電施設用地として一時転用とするものです。 一時転用期間は10年間になります。 農地区分は、農用地区域と判断されます。 番号2、地区 長野、申請地 美里町桂畑墓之谷_____、登記地目・現況地目とも田、面積 944㎡の内0.18㎡ 外1筆、合計面積 1,843㎡の内0.4㎡、地上権者 _____、地上権設定者 _____。 これにつきましては、申請地を営農型太陽光発電施設用地として一時転用とするものです。 一時転用期間は10年間になります。 農地区分は、農用地区域と判断されます。 番号3、地区 長野、申請地 美里町南長野蛇波見_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,889㎡の内0.38㎡、地上権者 _____、地上権設定者 _____。 これにつきましては、申請地を営農型太陽光発電施設用地として一時転用とするものです。 一時転用期間は10年間になります。 農地区分は、農用地区域と判断されます。 番号4、地区 草生、申請地 安濃町草生岡谷_____、登記地目・現況地

目とも畑、面積 583㎡の内0.07㎡ 外1筆、合計面積 2,165㎡の内0.38㎡、地上権者 _____、地上権設定者 _____。

これにつきましては、申請地を営農型太陽光発電施設用地として一時転用とするものです。

一時転用期間は10年間になります。

農地区分は、農用地区域と判断されます。

以上、件数は4件で、面積は1.57㎡で、このうち田が1.19㎡、畑が0.38㎡でございます。

いずれの案件につきましても、許可要件である、転用の確実性・周辺農地への被害防除措置・下部の営農計画が一時転用許可期間中に適切な継続が確実であるか否か・農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっているか否か・支柱の高さが2m以上を確保し、農業機械等の利用が可能であるか否かを確認したところ、特に問題がないものと判断され、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 明、お願いします。

竹尾委員 9番竹尾です。この案件につきましては第2号議案で審議していただいたもので、営農型太陽光ということで特に問題はないと考えますので、よろしくお願いします。

議 長 番号2、番号3、地区 長野、お願いします。

清水委員 11番清水です。2番も3番も先ほどから審議していただきましたが、何も問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 番号4、草生、お願いします。

横山委員 13番横山です。第2号議案でも出ましたが、営農型太陽光ということで問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 番号1から番号4について、地元委員さんから、異議のない旨の話でございます。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第7号については、許可をすることに決定いたします。

次に別冊でお配りしました、議案第8号 農業経営基盤強化促進法等の一部

を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第８号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

それでは、資料の１ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で１９，６８９㎡、畑の使用貸借で１，３９６㎡、契約件数は７件でございます。

河芸地区につきましては、田の使用貸借で１，７２４㎡、契約件数は１件でございます。

安濃地区につきましては、田の使用貸借で１５，５９１．６１㎡、畑の使用貸借で２，６１０㎡、契約件数は１件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で７，８１０㎡、畑の賃貸借、使用貸借で８，４４５㎡、契約件数は５件でございます。

美里地区及び香良洲地区につきましては、該当がございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて４４，８１４．６１㎡、畑の集積は賃貸借、使用貸借で１２，４５１㎡、合計契約件数は１４件、合計面積は５７，２６５．６１㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区３件、安濃地区１件、芸濃地区１件で合計５件、合計面積は３７，０１７．６１㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で３５．７１％、面積で６４．６４％となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて、「農地利用集積計画の概要」の該当箇所、人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについては、該当がございませんでした。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

今月分に関しては、議事参与の制限に該当する案件がありませんので、このままご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。
 以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。
 これをもちまして、第8回第1農地部会を終了いたします。

午前11時8分

上記は、第8回第1農地部会の議事を記録したものである。

令和5年8月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____